

令和7年第1回

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和7年2月12日 開会

同 日 閉会

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

神戸市 センタープラザ6階 特大会議室

## 目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
議事日程	3
会議に付した事件	4
開会宣言（午後2時00分）	5
広域連合長挨拶	5
諸報告	6
議事日程	
第1 議席の指定	6
第2 会議録署名議員の指名	6
第3 会期の決定	7
第4 発議第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件	7
第5 発議第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	7
第6 発議第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	7
第7 議案第1号 令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	9
第8 議案第2号 令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	9
第9 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定の件	12
第10 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	12
第11 議案第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例制定の件	12
第12 議案第6号 兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12
第13 議案第7号 既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	12
第14 議案第8号 兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画変更の件	15
第15 陳情第1号 来年度以降も後期高齢者医療被保険者全員に申請無く「資格確認書」を交付することを求める陳情	16
第16 陳情第2号 後期高齢者医療広域連合に、一般公募による被保険者の公聴会設置を求める陳情	17

第 17 副議長の辞職	18
第 18 副議長の選挙	19
第 19 議長の辞職	20
第 20 議長の選挙	20
第 21 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	21
第 22 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	23
第 23 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	24
第 24 議会運営委員会委員の選任	25
広域連合長の閉会挨拶	26
閉会宣言（午後 2 時49分）	26
会議録署名	27

# 令和7年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年2月12日（水曜日） 午後2時開議

---

## 出席議員（36名）

1番 小原 一徳	2番 岡本 裕
4番 永野 潔	5番 岩崎 敏雄
6番 浜辺 学	7番 御手洗 裕己
8番 坂本 孝二	9番 玉田 直人
10番 土生田 哉	13番 藤原 良規
14番 富川 晃太郎	15番 大眉 均
16番 西村 裕	17番 松木 茂弘
18番 藤原 博之	20番 井上 利八
21番 堀井 宏之	22番 谷垣 満
23番 細見 正敏	24番 熊田 司
25番 藤岡 勇	26番 富永 奈緒美
27番 富田 健次	28番 藤尾 潔
30番 奥田 貢	31番 藤原 正和
32番 藤田 浩之	33番 平野 祐次
34番 津田 義和	35番 近藤 博之
36番 前田 義人	37番 榮藤 雅雄
38番 山本 高士	39番 江見 秀樹
40番 穴田 康成	41番 西村 徹

---

## 欠席議員（5名）

3番 吹野 順次	11番 岡田 康裕
12番 溝田 康人	19番 西田 和明
29番 山本 実	

---

---

説明のため出席した者

広域連合長 酒井 隆 明  
副広域連合長 浜上 勇 人  
副広域連合長 西村 銀 三  
事務局長 真嶋 和 弘  
情報システム課長 樋口 正 謙  
資格保険料課長 高武 信 司  
給付課長 有原 伸 欣  
保険料係長 大井 茂  
資格係長 中塚 春 美  
給付第1係長 山際 正 剛  
給付第2係長 前田 直 人  
総務課課長補佐 永瀬 文 雄

---

職務のため出席した者

書 記 藤本 豊 記  
同 辻 久 和

---

---

## 議事日程

(諸報告)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 発議第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 発議第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第 6 発議第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 1 号 令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 8 議案第 2 号 令和 7 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例制定の件
- 第 12 議案第 6 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 7 号 既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第 14 議案第 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画変更の件
- 第 15 陳情第 1 号 来年度以降も後期高齢者医療被保険者全員に申請無く「資格確認書」を交付することを求める陳情
- 第 16 陳情第 2 号 後期高齢者医療広域連合に、一般公募による被保険者の公聴会設置を求める陳情
- 第 17 副議長の辞職

第 18 副議長の選挙

第 19 議長の辞職

第 20 議長の選挙

第 21 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

第 22 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

第 23 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

第 24 議会運営委員会委員の選任

---

#### 会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（大眉 均） ただいまから、令和7年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、酒井広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和7年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中また寒い中御出席をいただきまして大変ありがとうございます。それぞれ市町のリーダーとして御活躍をいただいておりますことに、心から敬意を表したいと思います。

兵庫県政は混乱の中にあつて、次々といろいろなことが出てきて、皆様も心配されていることと思います。私たち市町は今予算策定で大切な時期にあると思いますけれども、それぞれきちっと前を向いて進めていきたいと考えています。

さて、マイナンバーカードと医療保険証の一体化に伴い、昨年12月2日から被保険者証の新規発行が廃止となりました。議員の皆様をはじめ、各市町の担当の皆様には大変お世話になり、御協力いただきまして、大きな混乱なく新制度に移行できていることをうれしく思っております。本年8月には、被保険者証の新規発行廃止後、初めての年次更新を迎えることとなりますが、引き続き広域連合が市町の皆さんと連携しながら対応していきたいと考えています。

当広域連合内の被保険者数は、昨年11月に90万人を超え、引き続き増加傾向にあります。一方、現役世代は減少を続けており、その負担の軽減が大きな課題となっております。

今国会では、高額療養費制度の見直しが議論されています。また、令和8年度からは、後期高齢者医療制度を含めた全ての医療保険者が支援納付金を納付する義務を負

う子ども・子育て支援金制度の創設が決定しています。これら大きな制度改正が見込まれる中ですが、国の動向を注視しつつ、これからも被保険者の皆様が、安心して医療を受けられるように取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様には、よろしく御協力をお願い申し上げます。

本日は、令和7年度の当初予算、条例の改正、副広域連合長の選任、監査委員の選任といった重要な案件を御審議いただくこととなります。よろしく御審議をいただき、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（大眉 均） これより本日の会議を開きます。

(開 議)

○議長（大眉 均） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第3号、第4号及び第5号による報告がありました。

次に、議会閉会中におきまして、41番、新温泉町・西村議員より広域連合議員を辞職したい旨の願い出が提出されましたので、議長においてこれを許可いたしました。

最後に、欠員となっておりました議会運営委員会委員に、「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第3条ただし書の規定に基づき、議長において、小野市・藤原議員を指名いたしましたから、御報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、ただいま御着席のとおり、指定いたします。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、1番、神戸市・小原議員及び31番、多可町・藤原議員を指名い

たします。

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、発議第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第5、発議第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」、日程第6、発議第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

31番、多可町・藤原議員。

(藤原議員 登壇)

○議員(藤原 正和) それでは、ただいま上程されました、発議第1号から発議第3号までを一括して御説明申し上げます。

議員提出議案の1ページをお開きください。

発議第1号「兵庫県後期高齢者医療連合広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、「刑法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、本条例の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

加えて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、本条例で引用している項にずれが生じることから改正しようとするものでございます。

次に、議員提出議案の6ページをお開きください。

発議第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行を受け、請願・陳情、議案提出、発言通告書の提出など、本議会に係る手続において、オンラインによる方法を可能とする改正を行おうとするものでございます。

加えて、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助、産前産後休暇など、議会の欠席事由を明確化するとともに、標準市議会会議規則に準じた所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議員提出議案の22ページをお開きください。

発議第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行を受け、大規模災害や感染症の蔓延、育児、介護、その他やむを得ない事情がある場合には、委員長の許可を得て、議会委員会へのオンラインによる出席を可能とする改正を行おうとするものでございます。

加えて、委員会委員の任期を、新しい委員が選出された時点で終了させる改正及び標準市議会委員会条例の改正に準じた所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、発議第1号から発議第3号までについて、一括して御説明を申し上げます。何卒よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(藤原議員 降壇)

○議長(大眉 均) 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号から発議第3号までについて、発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第1号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第8、議案第2号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長(真嶋 和弘) ただいま上程されました、議案第1号及び議案第2号について、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

本予算は、一般会計予算総額を歳入歳出それぞれ23億9,592万3,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入は、第1款分担金及び負担金から第5款諸収入を、3ページに参りまして、歳出は、第1款議会費から第3款予備費を、それぞれ23億9,592万3,000円計上しております。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為では、事務系機器等構築及び保守運用業務委託料など2件につきまして、それぞれ期間及び限度額を定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和7年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町からの共通経費分賦金、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金は、特別調整交付金等でございます。

4ページをお開きください。

歳出予算でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の主な内訳でございますが、第11節役務費は、会計関係手数料、電算処理システムクラウドサービス利用関係費、郵送代などの通信運搬費等でございます。第12節委託料は、国保連合会委託関係業務、システム関係委託等でございます。第18節負担金、補助金及び交付金は、事務局職員の給与費負担金等でございます。

以上、議案第1号について、御説明申し上げます。

次に、議案第2号「令和7年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

本予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ9,145億5,858万6,000円とするものでございます。

次に、一時借入金は、限度額を280億円とするものでございます。

また、歳出予算の流用は、同一款内において相互に流用できるよう定めるものでございます。

6ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入は、第1款市町支出金から第9款諸収入を、7ページに参りまして、歳出は、第1款保険給付費から第7款予備費を、それぞれ9,145億5,858万6,000円計上しております。

それでは、別冊の令和7年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の9ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。第1款市町支出金は、各市町の保険料等負担金及び療養給付費負担金でございます。第2款国庫支出金は、療養給付費負担金等でございます。第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金でございます。

12ページをお開きください。

歳出予算でございます。第1款保険給付費は、後期高齢者医療に係る療養諸費等で、被保険者数の増加により増額となっております。

13ページを御覧ください。

第3款支払基金拠出金は、子育てを全世代で支援するため、後期高齢者医療制度が拠出する出産育児支援金等でございます。

14ページをお開きください。

第4款保健事業費は、市町が実施する健康診査及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に要する経費でございます。

以上、議案第2号について、御説明申し上げます。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定の件」から、日程第13、議案第7号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長(真嶋 和弘) ただいま上程されました、議案第3号から議案第7号までを一括して御説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、両条例の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

12ページをお開きください。

議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、令和7年度以降の保険料について経済動向等を踏まえ、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得の見直しを行うとともに、用語等について所要の改正を行うものでございます。

17ページをお開きください。

議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、当広域連合事務局が、兵庫県下の各市町からの職員のみで構成されていることから、職員の育児休業等については、派遣元市町の育児休業等に関する規定が適用されることを明文化するため、現行条例を全部改正しようとするものでございます。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例は、旧地方公務員法における、緊急又は臨時的な職への臨時的任用及び当広域連合で直接雇用する職員が育児休業等を取得する場合に任用する臨時的任用職員に適用する条例であり、適用対象となる臨時的任用を行うことがないため、廃止しようとするものでございます。

18ページをお開きください。

議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、当広域連合派遣職員の身分上の取扱いは、派遣元市町の規定が適用されるため、派遣元市町の条例との整合を図ることを目的として、現行条例を改正しようとするものでございます。

また、併せて、定年による退職に関する規定も明文化しようとするものでございます。

20ページをお開きください。

議案第7号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、当広域連合で施行中の条例について、制定から長期間経過していることなどを踏まえ、点検を行った結果、引用条項、用字用語、常用漢字への統一など、整理が必要と判断したものについて、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第3号から議案第7号までについて、一括して御説明申し上げました。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） 提案理由の説明が終わりました。

発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長(真嶋 和弘) ただいま上程されました議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画変更の件」について御説明申し上げます。

提出議案の35ページをお開きください。

本件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に掲げる規定の施行に伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部が改正されたため、当広域連合の広域計画内の「被保険者証」の文言を「資格確認書等」に改めるものでございます。

以上、議案第8号について御説明申し上げます。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長(大眉 均) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、「陳情第1号」を議題といたします。

陳情第1号に対する執行機関の説明を求めます。

真嶋事務局長。

(真嶋事務局長 登壇)

○事務局長(真嶋 和弘) 陳情第1号「来年度以降も後期高齢者医療被保険者全員に申請無く「資格確認書」を交付することを求める陳情」について御説明申し上げます。陳情事項は、来年度以降も後期高齢者医療被保険者全員に申請なく資格確認書を交付することでございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日から従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付することとなりました。ただし、後期高齢者医療制度につきましては、国から暫定的な取扱いが示され、12月2日以降、令和7年8月の年次更新時までの間は、新規加入者、券面情報に変更が生じた者等について、マイナ保険証の保有の状況にかかわらず、資格確認書を職権で交付しているところでございます。令和7年8月以降につきましては、制度上、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付することとされております。

以上、陳情第1号について御説明申し上げます。

(真嶋事務局長 降壇)

○議長(大眉 均) 執行機関の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（大眉 均） 起立少数であります。

陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第16、「陳情第2号」を議題といたします。

陳情第2号に対する執行機関の説明を求めます。

真嶼事務局長。

(真嶼事務局長 登壇)

○事務局長（真嶼 和弘） 陳情第2号「後期高齢者医療広域連合に、一般公募による被保険者の公聴会設置を求める陳情」について御説明申し上げます。陳情事項は、兵庫県後期高齢者医療広域連合に、一般公募による被保険者の公聴会設置をすることでございます。当広域連合におきましては、設立当初より、医療制度懇話会を開催し、被保険者代表の方々を含め様々な方に御参画いただき、保険料率の改定などの重要案件をはじめ、兵庫県における後期高齢者医療制度全般に対し、様々な観点から御意見をいただき、その御意見も反映させながら制度の安定運営に努めているところでございます。

また、広域計画やデータヘルス計画など、当広域連合の基本的施策を定める重要な計画の形成過程においては、その都度パブリックコメントを実施し、被保険者の方々をはじめ、広く一般の方からの意見を求める機会を確保しているところでございます。これらのことから現状においても政策形成の各過程において、被保険者の方々をはじめ、各方面から幅広く意見をいただく機会を設け、住民の参画による開かれた広域連合行政の推進に努めているところでございます。

以上、陳情第2号について御説明申し上げます。

(真嶼事務局長 降壇)

○議長（大眉 均） 執行機関の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(大眉 均) 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第17、「副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、34番、津田議員の退席を求めます。

(津田議員 退場)

○議長(大眉 均) 本件は、津田議員から副議長の辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

お諮りいたします。津田議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大眉 均) 御異議なしと認めます。

よって、津田議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の津田議員の入場を許可いたします。

(津田議員 入場)

○議長(大眉 均) 津田議員から御挨拶があります。

(津田議員 登壇)

○議員(津田 義和) 失礼いたします。副議長退任に当たり、一言挨拶を申し上げます。

私は昨年2月13日に広域連合議会副議長に就任しましたが、その間、議員各位には格段の御理解・御協力をいただきましたことを心からお礼申し上げます。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(津田議員 降壇)

○議長（大眉 均） 御挨拶が終わりました。

次に、日程第18、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、議長において副議長に35番、福崎町・近藤議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大眉 均） 御異議なしと認めます。

よって、近藤議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

（近藤議員 登壇）

○副議長（近藤 博之） ただいま皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会副議長に就任することになりました近藤でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

（近藤議員 降壇）

○議長（大眉 均） 御挨拶が終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

○副議長（近藤 博之） 次に、日程第19、「議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、15番、大眉議員の退席を求めます。

（大眉議員 退場）

○副議長（近藤 博之） 本件は、大眉議員から議長の辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

お諮りいたします。大眉議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、大眉議員の議長辞職は許可されました。

退席中の大眉議員の入場を許可します。

（大眉議員 入場）

○副議長（近藤 博之） 大眉議員から御挨拶があります。

（大眉議員 登壇）

○議員（大眉 均） 議長退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

私は昨年2月13日に広域連合議会議長に就任いたしました。その間、議員各位には、格段の御理解・御協力をいただきましたことを心からお礼申し上げます。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

（大眉議員 降壇）

○副議長（近藤 博之） 次に、日程第20、「議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に12番、赤穂市・溝田議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、溝田議員が議長に当選されました。本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第21、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) それでは、ただいま上程をいただきました同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について御説明申し上げます。

提出議案の38ページをお開きください。

本件は、浜上勇人副広域連合長が本日付けをもって退任をされますので、副広域連合長として新たに西村銀三新温泉町長を選任いたしたく、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。御審議をいただきまして、よろしく御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○副議長(近藤 博之) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定いたしました。

この際、本日付けをもって副広域連合長を退任されます浜上勇人香美町長。また、ただいま副広域連合長に選任されました西村銀三新温泉町長から、それぞれ発言を求められておりますので、これを許可いたします。

浜上勇人香美町長。

(浜上香美町長 登壇)

○香美町長(浜上 勇人) 発言のお許しをいただきありがとうございます。副広域連合長退任に当たり、一言挨拶を申し上げます。

私は昨年の2月13日に皆様方に御選任をいただき、副広域連合長に就任をさせていただきました。在任中、議員各位には格段の御理解・御協力をいただきましたことを心からお礼申し上げます。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(浜上香美町長 降壇)

○副議長(近藤 博之) 次に、西村銀三副広域連合長。

(西村副広域連合長 登壇)

○副広域連合長(西村 銀三) 失礼します。発言のお許しをいただき、誠にありがとうございます。ただいま皆様方の御同意をいただき、副広域連合長に就任することになりました、新温泉町長、西村であります。広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいります。議員各位におかれましては、何とぞ御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(西村副広域連合長 降壇)

○副議長(近藤 博之) 次に、日程第22、同意第2号「兵庫県高齢後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、22番、養父市・谷垣議員の退場を求めます。

(谷垣議員 退場)

○副議長(近藤 博之) 提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) それでは、ただいま上程をいただきました同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」につきまして、説明を申し上げます。

提出議案の39ページをお開きください。

本件は、令和6年第1回広域連合議会定例会で選任をいただきました16番、高砂市・西村裕議員から、本日付けで監査委員を辞職したい旨の願い出が提出され、これを承認いたしましたので、後任として、広域連合議員のうちから選任する監査委員として、22番、養父市・谷垣満議員を選任いたしたく、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。何卒御審議をいただきまして、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○副議長(近藤 博之) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定いたしました。

退場中の谷垣議員の入場を許可します。

(谷垣議員 入場)

○副議長（近藤 博之） 次に、日程第23、「兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を議題といたします。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において姫路市選挙管理委員の木村達夫氏、川西忠信氏、梅木百樹氏、汐田浩二氏。以上4名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（近藤 博之） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において、姫路市選挙管理委員補充員の吉田善彦氏、山本道人氏、細野開廣氏、谷内敏氏。以上4名の方を指名し、補充の順位はただいま指名いたしました順序によることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることに決定いたしました。

次に、日程第24、「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条の規定により、副議長において、1番、神戸市・小原議員、19番、三田市・西田議員、20番、加西市・井上議員、25番、朝来市・藤岡議員、32番、稲美町・藤田議員。以上5名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(近藤 博之) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。議員各位におかれましては、終始熱心に御審議賜り、また、議事進行に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より御挨拶があります。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) それでは閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

本日の定例会に御提案申し上げました議案につきまして慎重に、また、円滑に御審議をいただきまして、いずれも御賛同いただきまして大変ありがとうございました。今後とも県内関係の41市町と連携を深め、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それぞれ市町の議会も始まり、大切な時期だと思います。議員の皆様には、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

(酒井広域連合長 降壇)

○副議長(近藤 博之) 御挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和7年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

議 長 大 眉 均

署名議員 小 原 一 徳

署名議員 藤 原 正 和